

平成 27 年 2 月 4 日

平成27年登米市議会定例会  
2月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
議案第5号	平成26年度登米市一般会計補正予算(第8号)	別冊
議案第6号	平成26年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	別冊
議案第7号	平成26年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第8号	平成26年度登米市介護保険特別会計補正予算(第5号)	別冊
議案第9号	平成26年度登米市土地取得特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第10号	平成26年度登米市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第11号	平成26年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第12号	平成26年度登米市水道事業会計補正予算(第5号)	別冊
議案第13号	平成26年度登米市病院事業会計補正予算(第5号)	別冊
議案第14号	平成26年度登米市老人保健施設事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第15号	平成27年度登米市一般会計予算	別冊
議案第16号	平成27年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第17号	平成27年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第18号	平成27年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議案第19号	平成27年度登米市土地取得特別会計予算	別冊
議案第20号	平成27年度登米市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第21号	平成27年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議案第22号	平成27年度登米市水道事業会計予算	別冊
議案第23号	平成27年度登米市病院事業会計予算	別冊
議案第24号	平成27年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊

議案第 25 号	登米市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	2
議案第 26 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	4
議案第 27 号	登米市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	6
議案第 28 号	登米市教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について	7
議案第 29 号	登米市行政手続条例の一部を改正する条例について	8
議案第 30 号	登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例について	11
議案第 31 号	登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 32 号	登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	14
議案第 33 号	登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第 34 号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について	32
議案第 35 号	登米市基金条例の一部を改正する条例について	33
議案第 36 号	登米市海洋センター条例の一部を改正する条例について	34
議案第 37 号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について	36
議案第 38 号	登米市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	39
議案第 39 号	登米市敬老祝金等条例の一部を改正する条例について	41
議案第 40 号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について	42
議案第 41 号	登米市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	44
議案第 42 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	45
議案第 43 号	登米市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例について	46

議案第 44 号	登米市こじか園条例の一部を改正する条例について	47
議案第 45 号	財産の取得の変更について	48
議案第 46 号	財産の処分の変更について	50
議案第 47 号	平成 26 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	51
議案第 48 号	指定管理者の指定について（迫デイサービスセンター）	52
議案第 49 号	指定管理者の指定について（迫老人福祉センター、登米老人福祉センター、中田老人福祉センター、東和地域福祉センター、石越福祉センター、米山総合保健福祉センター）	53

## 諮問第 1 号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求める。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

住 所	登米市南方町 [REDACTED]
氏 名	渡 邊 稔
生年月日	[REDACTED]

## 議案第 25 号

### 登米市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

登米市新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において読み替えて準用する法第 26 条の規定に基づき、登米市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 登米市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長（対策本部が設置されていない場合にあつては、市長）が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 26 号

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(登米市職員定数条例の一部改正)

第 1 条 登米市職員定数条例（平成 17 年登米市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育長、」を削る。

(登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年登米市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中

「

委員長	月額	66,000円	市長等旅費適用	2,000円
委員	月額	58,000円	市長等旅費適用	2,000円

を

」

「

委員	月額	58,000円	市長等旅費適用	2,000円
----	----	---------	---------	--------

に

改める。

(登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年

登米市条例第 54 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 副市長の項の次に次のように加える。

教育長	604,000円
-----	----------

(登米市議会委員会条例の一部改正)

第 4 条 登米市議会委員会条例 (平成 17 年登米市条例第 226 号) の一部を次のように改正する。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長が在職する場合には、その教育委員会の委員としての任期中に限り、第 1 条の規定による改正前の登米市職員定数条例第 1 条、第 2 条の規定による改正前の登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表、第 3 条の規定による改正前の登米市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例別表第 1、第 4 条の規定による改正前の登米市議会委員会条例第 21 条及び登米市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (平成 17 年登米市条例第 56 号) の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

## 議案第 27 号

### 登米市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する 条例の制定について

登米市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、教育委員会の教育長（次条において「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (職務に専念する義務の免除)

第 2 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、教育委員会が定める場合

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長が在職する場合については、その教育委員会の委員としての任期中に限り、当該教育長の職務に専念する義務の特例については、なお従前の例による。

## 議案第 28 号

### 登米市教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の 制定について

登米市教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等に関する条例  
登米市教育委員会の教育長の勤務時間、休暇等については、市の一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
(登米市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)
- 2 登米市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成 17 年登米市条例第 56 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長が在職する場合には、その教育委員会の委員としての任期中に限り、廃止前の登米市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

## 議案第 29 号

### 登米市行政手続条例の一部を改正する条例について

登米市行政手続条例（平成 17 年登米市条例第 9 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

#### 登米市行政手続条例の一部を改正する条例

登米市行政手続条例（平成 17 年登米市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 34 条」を「第 35 条」に、「第 5 章 届出（第 35 条）」を「第 5 章  
第 6 章

処分等の求め（第 36 条）  
届出（第 37 条）」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 5 章」に改め、同条第 7 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 8 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 35 条を第 37 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

#### 第 5 章 処分等の求め

第 36 条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、

当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定（「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(登米市税条例の一部改正)

2 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第2条第7

号」を「第2条第6号」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

## 議案第 30 号

### 登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例について

登米市東和多目的集会施設条例（平成 17 年登米市条例第 27 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例

登米市東和多目的集会施設条例（平成 17 年登米市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 東和綱木集会所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**議案第 31 号**

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年  
登米市条例第 48 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年  
登米市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の項を次のように改める。

区長	月額	均等割 30,000 円／区 世帯数割 250 円／世帯 世帯加算 30 世帯以上 50 世帯未満 5,000 円 50 世帯以上 100 世帯未満 6,000 円 100 世帯以上 200 世帯未満 7,000 円 200 世帯以上 300 世帯未満 8,000 円 300 世帯以上 9,000 円 面積加算 0.5 平方キロメートル以上 1.0 平方 キロメートル未満 250 円 1.0 平方キロメートル以上 1.5 平方 キロメートル未満 500 円	職員旅費適用	1,800 円
----	----	---	--------	---------

		1.5 平方キロメートル以上 2.0 平方 キロメートル未満 750 円	
		2.0 平方キロメートル以上 3.0 平方 キロメートル未満 1,000 円	
		3.0 平方キロメートル以上 4.0 平方 キロメートル未満 1,250 円	
		4.0 平方キロメートル以上 1,500 円	

別表結核対策委員会の項を削り、同表に次のように加える。

登米市	隊長	年額	16,000 円	職員旅費適用	1,800 円
鳥獣被 害対策 実施隊	副隊長	年額	15,000 円	職員旅費適用	1,800 円
	分隊長	年額	14,000 円	職員旅費適用	1,800 円
	隊員	年額	13,000 円	職員旅費適用	1,800 円

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 32 号

### 登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

登米市職員の給与に関する条例（平成 17 年登米市条例第 58 号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

#### 登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 登米市職員の給与に関する条例（平成 17 年登米市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「勤勉手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

第 9 条第 2 項中「職員」の次に「（以下「管理監督職員」という。）」を加える。

第 11 条の 2 第 2 項第 1 号中「100 分の 18」を「100 分の 20」に改め、同項第 2 号中「100 分の 15」を「100 分の 16」に改め、同項第 3 号中「100 分の 12」を「100 分の 15」に改め、同項第 4 号中「100 分の 10」を「100 分の 12」に改め、同項第 5 号中「100 分の 6」を「100 分の 10」に改め、同項第 6 号中「100 分の 3」を「100 分の 6」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 7 級地 100 分の 3

第 11 条の 2 の 2 中「100 分の 15」を「100 分の 16」に改める。

第 11 条の 5 第 2 項中「23,000 円」を「30,000 円」に、「45,000 円」を「70,000 円」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 18 条の 2 第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、

同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第20条の次に次の1条を加える。

(寒冷地手当)

第20条の2 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員（規則で定めるものを除く。）にあつては17,800円、その他の世帯主である職員にあつては10,200円とし、その他の職員にあつては7,360円とする。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める場合に該当する職員の寒冷地手当の額は、前項の規定による額を超えない範囲内で、規則で定める額とする。

4 前3項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条の2中「第11条の5」を「第20条の2」に改める。

第23条第2項及び第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改める。

第23条の2第1項中「勤勉手当」の次に「、寒冷地手当」を加える。

附則第16項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1、別表第2及び別表第3イを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200

4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600

40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	

76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			

	112		298,300	347,200				
	113		298,400	347,700				
	114		298,700					
	115		299,000					
	116		299,400					
	117		299,600					
	118		299,800					
	119		300,100					
	120		300,400					
	121		300,800					
	122		301,000					
	123		301,300					
	124		301,600					
	125		301,900					
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	

14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300

50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900	

86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700
94		292,500	340,300		
95		292,900	340,800		
96		293,300	341,200		
97		293,500	341,300		
98		293,800	341,800		
99		294,200	342,200		
100		294,600	342,500		
101		294,800	342,800		
102		295,100	343,200		
103		295,500	343,600		
104		295,800	344,000		
105		296,000	344,500		
106		296,300	344,900		
107		296,700	345,300		
108		297,000	345,700		
109		297,200	346,200		
110		297,600	346,600		
111		298,000	346,900		
112		298,300	347,200		
113		298,400	347,700		
114		298,700			
115		299,000			
116		299,400			
117		299,600			
118		299,800			
119		300,100			
120		300,400			
121		300,800			

	122		301,000					
	123		301,300					
	124		301,600					
	125		301,900					
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、消防本部及び消防署に勤務する消防吏員に適用する。

別表第3（第4条関係）

イ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000

24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000

60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
94	279,200	312,700	346,100	364,100		
95	280,100	313,400	346,800	364,500		

96	281,100	314,000	347,400	364,800
97	282,000	314,700	347,800	365,400
98	282,800	315,000	348,200	365,900
99	283,500	315,600	348,700	366,400
100	284,400	316,300	349,100	366,900
101	285,200	316,700	349,600	367,500
102	286,000	317,300	350,000	368,000
103	286,800	317,900	350,500	368,500
104	287,600	318,500	350,900	368,900
105	288,300	318,900	351,200	369,500
106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000
109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000		
127	295,500	326,400		
128	295,900	326,600		
129	296,100	326,700		
130	296,400	327,000		
131	296,800	327,400		

132	297, 200	327, 600
133	297, 400	327, 900
134	297, 700	328, 300
135	298, 100	328, 700
136	298, 400	329, 100
137	298, 600	329, 400
138	298, 900	329, 800
139	299, 300	330, 200
140	299, 600	330, 600
141	299, 800	330, 900
142	300, 200	331, 300
143	300, 600	331, 600
144	300, 900	332, 000
145	301, 000	332, 300
146	301, 300	332, 700
147	301, 600	333, 100
148	302, 000	333, 500
149	302, 200	333, 800
150	302, 400	334, 200
151	302, 700	334, 600
152	303, 000	335, 000
153	303, 400	335, 300
154	303, 600	
155	303, 800	
156	304, 100	
157	304, 400	
158	304, 700	
159	305, 000	
160	305, 300	
161	305, 700	
162	306, 000	
163	306, 300	
164	306, 600	
165	307, 000	
166	307, 300	
167	307, 600	

	168	307,900					
	169	308,300					
再任用 職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、本庁等に勤務する看護師等に適用する。

別表第4ア6級の項中「本庁の総務課長など」を削る。

(登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 登米市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成19年登米市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改める。

(登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(切替日における任期付職員に係る最高の号俸を超える給料月額の切替え)
- 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第6条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、第3条の規定による改正後の任期付職員条例第6条第1項に規定する給料表に掲げる号俸の給料月額との権衡を考慮して市長が定める。  
(切替日前の異動者の号俸の調整)
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする

異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(登米市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第 5 条の 3 及び附則第 16 項第 2 号から第 4 号までの規定の適用については、給与条例第 5 条の 3 中「給料月額」とあるのは「給料月額と登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 27 年登米市条例第 号。以下「平成 27 年改正条例」という。)附則第 4 項、第 5 項又は第 6 項の規定による給料の額との合計額」と、給与条例附則第 16 項第 2 号から第 4 項までの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 27 年改正条例附則第 4 項、第 5 項又は第 6 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 附則第 4 項から第 6 項までの規定による給料を支給される職員に関する任期付職員条例の規定の適用については、任期付職員条例第 6 条第 4 項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と登米市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 27 年登米市条例第 号)附則第 4 項、第 5 項又は第 6 項の規定による給料の額との合計額」とする。  
(平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

9 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条の2第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合
第11条の2第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合
第11条の2第2項第3号	100の15	100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合
第11条の2第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で規則で定める割合
第11条の2第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合
第11条の2第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合
第11条の2第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で規則で定める割合
第11条の2の2	100分の16	100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合
第11条の5第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で規則で定める額

(規則への委任)

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第 33 号

### 登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

登米市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 17 年登米市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 4 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び寒冷地手当」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 34 号

### 登米市手数料条例の一部を改正する条例について

登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市手数料条例の一部を改正する条例

登米市手数料条例（平成 17 年登米市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。  
別表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

## 議案第 35 号

### 登米市基金条例の一部を改正する条例について

登米市基金条例（平成 17 年登米市条例第 76 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市基金条例の一部を改正する条例

登米市基金条例（平成 17 年登米市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条第 1 項の表に次のように加える。

(22) 登米市未来のまちづくり 推進基金	協働によるまちづくりの推進に 要する経費に充てる。	市長が定める額
--------------------------	------------------------------	---------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 36 号

### 登米市海洋センター条例の一部を改正する条例について

登米市海洋センター条例（平成 17 年登米市条例第 101 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

### 登米市海洋センター条例の一部を改正する条例

登米市海洋センター条例（平成 17 年登米市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中

「

登米市中田 B & G 海洋センター	体育館	登米市中田町宝江黒沼字浦38番地 5
	艇庫	登米市中田町浅水字嶺鍛冶屋157番地
	プール	登米市中田町宝江黒沼字浦38番地 5
登米市米山 B & G 海洋センター	体育館	登米市米山町中津山字清水11番地54
	艇庫	登米市米山町字桜岡貝待井581番地 2
	プール	登米市米山町中津山字清水11番地54

を

「

登米市中田 B & G 海洋センター	体育館	登米市中田町宝江黒沼字浦38番地 5
	艇庫	登米市中田町浅水字嶺鍛冶屋157

		番地
登米市米山B & G海洋センター	体育館	登米市米山町中津山字清水11番地54
	艇庫	登米市米山町字桜岡貝待井581番地2

に

」

改める。

別表の2(2)の表を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第 37 号

### 登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について

登米市保健福祉施設条例（平成 17 年登米市条例第 106 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例

登米市保健福祉施設条例（平成 17 年登米市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 登米市老人福祉センターの項中

「

東和地域福祉センター	登米市東和町米川字 六反55番 1
東和高齢者福祉施設	登米市東和町米谷字 新細待井 2 番地

を

」

「

東和地域福祉センター	登米市東和町米川字 六反55番 1
------------	----------------------

に改め、同表登米市デイサービス

」

「

迫デイサービスセンター	登米市迫町北方字大洞 45 番地 3
東和デイサービスセンター（米川）	登米市東和町米川字 六反 55 番地 1
東和デイサービスセンター（米谷）	登米市東和町米谷字 新細待井 2 番地
豊里デイサービスセンター	登米市豊里町笑沢 153

センターの項中		番地 78	を
	米山デイサービスセンター	登米市米山町西野字 古館廻 8 番地	
	石越デイサービスセンター	登米市石越町南郷字 新石沢前 47 番地 3	
	南方デイサービスセンター	登米市南方町高石 6 番地 8	
	津山デイサービスセンター	登米市津山町柳津字 平形 139 番地 1	

「  

迫デイサービスセンター	登米市迫町北方字大洞 45 番地 3
-------------	--------------------

に改め、同表登米市  
」

認知症高齢者グループホームの項、登米市特別養護老人ホームの項及び登米市生活支援ハウスの項を削る。

別表第 2 の 1 の表登米市老人福祉センターの項中

「

集会室	200 円	—	100 円	を
会議室	200 円	100 円	100 円	

」

「

集会室	200 円	100 円	100 円	に、
会議室	200 円	100 円	100 円	
付設作業所	100 円	—	100 円	

」

「

親子ふれあいの間	400 円	100 円	100 円	を
調理実習室	200 円	100 円	100 円	

」

「  

親子ふれあいの間	400 円	100 円	100 円
----------	-------	-------	-------

に改め、同表の 2 の表を  
」

次のように改める。

## 2 登米市デイサービスセンター使用料等

施設区分	施設名称	使用料等の額
------	------	--------

登米市デイサービスセンター	迫デイサービスセンター	介護保険法等関係費用の額
---------------	-------------	--------------

備考 使用料等に区分される介護保険法等関係費用の額とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額の10パーセントに相当する額とする。ただし、同条第6項に規定する居宅介護サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等の額は、居宅介護サービス費の額とする。
- (2) 法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額の10パーセントに相当する額とする。ただし、同条第4項に規定する介護予防サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等の額は、介護予防サービス費の額とする。
- (3) 身体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある者で、市長が特に必要と認めるものの使用料等の額は、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額又は法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額とする。
- (4) 日常生活に要する費用として指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に規定する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められるものの額とする。

別表第2の3の表を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

## 議案第 38 号

### 登米市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 について

登米市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成 17 年登米市条例第 114 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
登米市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成 17 年登米市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市子ども医療費の助成に関する条例

第 1 条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 2 条第 1 項中「乳幼児」を「子ども」に、「6 歳」を「15 歳」に改め、同条第 2 項中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第 3 条第 1 項中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該助成対象者が登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成 17 年登米市条例第 117 号）又は登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例（平成 17 年登米市条例第 121 号）の規定により助成を受ける場合にあっては、前項の一部負担金の額からこれらの条例の規定により助成される額を減じることができる。

第 5 条第 1 項中「市に、」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項の登録に係る有効期限又は前項の更新の登録に係る有効期限は、次のとおりとする。

(1) 3 歳未満の者 3 歳に達する日以降において最初に到来する 9 月 30 日まで

(2) 3歳以上6歳未満の者 6歳に達する日以降において最初に到来する9月30日まで

(3) 6歳以上9歳未満の者 9歳に達する日以降において最初に到来する9月30日まで

(4) 9歳以上12歳未満の者 12歳に達する日以降において最初に到来する9月30日まで

(5) 12歳以上の者 15歳に達する日の属する年度の末日まで

第6条中「第3条第2項に定める所得の額並びに」を削り、「を審査」を「の審査」に、「するため」を「その他必要があると認めるときは」に改める。

第7条第1項中「第3項」を「第2項」に改める。

第9条中「受給者」を「受給資格者」に改める。

第12条中「療養費」を「療養」に、「補てん」を「補填」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定、第7条第1項の改正規定、第9条の改正規定及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の登米市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療に係る助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る助成については、なお従前の例による。

##### (準備行為)

- 3 受給資格の登録その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

## 議案第 39 号

### 登米市敬老祝金等条例の一部を改正する条例について

登米市敬老祝金等条例（平成 17 年登米市条例第 119 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市敬老祝金等条例の一部を改正する条例

登米市敬老祝金等条例（平成 17 年登米市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「満 100 歳に到達する」を「、次条第 4 号に掲げる」に改める。

第 3 条第 1 号中「50,000 円」を「20,000 円」に改め、同条第 2 号中「70,000 円」を「30,000 円」に改め、同条第 3 号中「以上」を削り、「100,000 円」を「50,000 円」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (4) 満 100 歳の者 1 人 100,000 円
- (5) 満 101 歳以上の者 1 人 50,000 円

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 40 号

### 登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

登米市介護保険条例（平成 17 年登米市条例第 142 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

#### 登米市介護保険条例の一部を改正する条例

登米市介護保険条例（平成 17 年登米市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「平成 24 年度」を「平成 27 年度」に、「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改め、同条第 1 号中「29,460 円」を「35,928 円」に改め、同条第 2 号中「29,460 円」を「53,892 円」に改め、同条第 3 号中「44,196 円」を「53,892 円」に改め、同条第 4 号中「58,932 円」を「64,668 円」に改め、同条第 5 号中「73,656 円」を「71,856 円」に改め、同条第 6 号中「88,392 円」を「86,220 円」に改め、同条に次の 3 号を加える。

- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 93,408 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 107,784 円
- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 122,148 円

附則中第 5 項を第 9 項とし、第 4 項の次に次の見出し及び 4 項を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

- 5 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間を行わず、同年 4 月 1 日から行うものとする。
- 6 法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間を行わず、同年 4 月 1 日から行うものとする。

- 7 法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間には行わず、同年 4 月 1 日から行うものとする。
- 8 法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間には行わず、同年 4 月 1 日から行うものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 41 号

登米市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 211 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
登米市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 211 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表登米市消防署の項中「登米市東和町米谷字籾荷 44 番地 2」を「登米市東和町錦織字小童子 93 番地 19」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 42 号

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 220 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表登米市立豊里老人保健施設の項中「20 人」を「25 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 43 号

### 登米市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例について

登米市ふるさと応援寄附金条例（平成 20 年登米市条例第 58 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例

登米市ふるさと応援寄附金条例（平成 20 年登米市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「建造物」を「文化財」に改め、同条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) ふるさとの地域資源を活かした産業振興に関する事業

第 3 条第 1 項中「申込書」を「方法」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 44 号

### 登米市こじか園条例の一部を改正する条例について

登米市こじか園条例（平成 22 年登米市条例第 23 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市こじか園条例の一部を改正する条例

登米市こじか園条例（平成 22 年登米市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

#### 登米市児童発達支援センターこじか園条例

第 1 条及び第 2 条の表中「登米市こじか園」を「登米市児童発達支援センターこじか園」に改める。

第 3 条第 1 号中「及び法第 6 条の 2 第 4 項」を「、同条第 4 項」に改め、「放課後等デイサービス」の次に「、同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援及び同条第 6 項に規定する障害児相談支援」を加える。

第 5 条第 2 項中「及び放課後等デイサービス」を「、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 45 号

### 財産の取得の変更について

平成 26 年第 4 回登米市議会定例会において議決を得た「財産の取得について」を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 取得の目的 大洞地区工業団地造成整備事業の用地取得

2 取得する財産 変更前

所 在		地 目	地 積
字 名	地 番		
登米市迫町 北方字大洞	100 番、103 番 1、104 番 1、104 番 2、104 番 3、104 番 8、104 番 9、104 番 10、104 番 12、105 番 8、105 番 11、105 番 14、113 番 1、113 番 3、114 番 1、114 番 4、121 番 1、121 番 2、123 番 1	田	34,501.95 平方メートル
	102 番 2、103 番 2、105 番 2、105 番 3、106 番	畑	5,879.11 平方メートル
	72 番、74 番、75 番、76 番、77 番、78 番、91 番、96 番、97 番 3、105 番 9、105 番 10、105 番 16、105 番 18、107 番、108 番、109 番、110 番 2、111 番、116 番、117 番、121 番 3、122 番 1	山林	64,703.84 平方メートル
	105 番 5、121 番 4、121 番 5、123	ため池	2,117.61 平方

	番 2、123 番 3		メートル
--	-------------	--	------

変更後

所 在		地 目	地 積
字 名	地 番		
登米市迫町 北方字大洞	100 番、103 番 1、104 番 1、104 番 2、104 番 3、104 番 8、104 番 9、104 番 10、104 番 12、105 番 8、105 番 11、105 番 14、113 番 1、113 番 3、114 番 1、114 番 4、121 番 1、121 番 2、123 番 1	田	34,501.95 平方 メートル
	102 番 2、103 番 2、105 番 2、105 番 3、106 番、105 番 1、105 番 4、105 番 20、105 番 22、112 番、115 番	畑	10,771.58 平方 メートル
	72 番、74 番、75 番、76 番、77 番、78 番、91 番、96 番、97 番 3、105 番 9、105 番 10、105 番 16、105 番 18、107 番、108 番、109 番、110 番 2、111 番、116 番、117 番、121 番 3、122 番 1	山林	64,703.84 平方 メートル
	105 番 5、121 番 4、121 番 5、123 番 2、123 番 3	ため池	2,117.61 平方 メートル

取得地目 田、畑、山林、ため池

取得総地積 変更前 107,202.51 平方メートル

変更後 112,094.98 平方メートル

取得総筆数 変更前 51 筆

変更後 57 筆

3 取得金額 変更前 140,715,021 円

変更後 147,564,479 円

4 財産の所有者 変更前 登米市迫町北方字大洞 91 番地  
門 脇 幸 二 外 17 名

変更後 登米市迫町北方字大洞 91 番地  
門 脇 幸 二 外 18 名

## 議案第 46 号

### 財産の処分の変更について

平成 26 年第 3 回登米市議会定例会において議決を得た「財産の処分について」を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 契約の目的 財産（不動産）の譲渡

2 譲渡する物件 変更前

所 在	地 目	地 積
登米市迫町北方字川戸沼 20 番 2	雑種地	40,429 平方メートル

変更後

所 在	地 目	地 積
登米市迫町北方字川戸沼 20 番 2	雑種地	40,429 平方メートル
登米市迫町北方字川戸沼 56 番 3	雑種地	1,985 平方メートル
計		42,414 平方メートル

3 契約の金額 変更前 52,557,700 円

変更後 55,138,200 円

4 契約の相手方 宮城県登米市中田町宝江黒沼字十文字 260 番地  
株式会社スタンレー宮城製作所  
代表取締役社長 熊 谷 重 典

## 議案第 47 号

### 平成 26 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

平成 26 年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金等をもって貸し付けた投資資産について、将来の償還免除により発生する損失に備えるための引当金計上により発生する損失について、他会計負担金等を源泉とする資本剰余金 38,400,000 円をもってうめるため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

#### 1 引当金計上する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高	備考
医学生奨学金貸付金	平成26年度	26,400,000	26,400,000	26,400,000	
看護師奨学金貸付金	平成26年度	12,000,000	12,000,000	12,000,000	
合計		38,400,000	38,400,000	38,400,000	

#### 2 資本剰余金を処分する日付

平成 27 年 3 月 31 日

## 議案第 48 号

### 指定管理者の指定について（迫デイサービスセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市保健福祉施設条例（平成 17 年登米市条例第 106 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称  
迫デイサービスセンター
  
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目 16 番地 2  
（名称） 社会福祉法人 恵泉会  
（代表者名） 理事長 千 葉 捷 郎
  
- 3 指定の期間  
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

## 議案第 49 号

指定管理者の指定について（迫老人福祉センター、登米老人福祉センター、中田老人福祉センター、東和地域福祉センター、石越福祉センター及び米山総合保健福祉センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市保健福祉施設条例（平成 17 年登米市条例第 106 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 4 日提出

登米市長 布施 孝 尚

### 1 公の施設の名称

迫老人福祉センター  
登米老人福祉センター  
中田老人福祉センター  
東和地域福祉センター  
石越福祉センター  
米山総合保健福祉センター

### 2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町北方字大洞 45 番地 3  
（名称） 社会福祉法人 登米市社会福祉協議会  
（代表者名） 会長 遠 藤 尚

### 3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで